

大和市請負工事等入札参加保留措置基準

(趣旨)

第1条 この基準は、「大和市請負工事検査評定要領」及び「大和市請負工事検査評定採点基準」に基づいて報告された「工事検査採点表」の評定点が、指定する範囲の評定点であった請負工事業者に対し、「大和市一般競争参加停止及び指名停止等措置要領」第9条に基づき、入札参加保留の運用基準を定める。

(保留措置の対象)

第2条 請負工事において、検査評定書の総評点が55点以上65点未満であった請負工事業者とする。

(保留措置の通知)

第3条 前条に該当した請負工事業者に対し、入札参加保留措置について書面(様式第1号)にて通知する。

(保留措置の適用)

第4条 保留措置の適用は、本措置を受けた同業種の案件において、その時期に係わらず、通知後の最初の該当工事の入札において適用し、適用回数は1回とする。

ただし、入札参加保留措置有効期間は入札参加保留措置通知日より1年間とする。

なお、適用となる案件は一般競争入札公告文「入札参加資格に関する事項」に記載する。

(委託業務の適用)

第5条 この基準は、委託業務においては、条文中の「工事」及び「請負工事」を「委託業務」に、第2条の総評点「55点以上65点未満」を「50点以上60点未満」と読み替えて適用する。

附則

平成12年4月1日付施行の「不良工事施工業者等に対する指名保留基準」は廃止する。

附則

この基準は、平成21年9月1日から施行する。

別表(第3条関係)

様式番号	様式の名称	関係条文
様式第1号	入札参加保留措置通知書	第2条及び第5条